

住宅リフォーム等を支援します！

住宅の新築やリフォームに補助金が交付されます。令和7年度より様式が一部変更となりましたので、最新の様式は、町HPまたは建設課窓口にてお受取りください。
本事業は年度内1度限り利用できる補助制度となりますので、ご注意ください。

◇対象となる工事

山形県内に住所を有する個人事業者または本店もしくは主たる事業所を有する事業者が施工するリフォーム工事。

●県補助対象工事

①寒さ対策・断熱化	(天井・床・外壁に断熱材を使用する工事。窓に複層ガラスを設置する工事など)
②バリアフリー化工事	(和式トイレから洋式トイレへ転換する工事。住宅内の段差を解消する工事など)
③克雪化工事	(屋根に雪割りを設置する工事。屋根に融雪設備を設置する工事など。)
④県産木材使用工事	(リフォーム工事に県産木材を使用する場合。)

●町補助対象工事

例) 屋根の葺き替えや外壁の張り替え、屋根・外壁の塗装工事、水回り改修など。
 その他、県補助対象工事に該当していない工事について、対象となるか不明な場合はご相談下さい。

◇増改築補助体系

世帯要件	工事要件		すべての世帯 新築・住宅の購入 補助割合：1/20 (上限50万円)
	町補助対象工事	県補助対象工事	
一般世帯 補助割合	県補助対象工事に該当しない工事 補助割合：1/10 (上限12万円)	①～④を実施する工事 補助割合：1/5 (上限24万円)	
上乗せ世帯 補助割合	県補助対象工事に該当しない工事 補助割合：1/3 (上限24万円)	①～④を実施する工事 補助割合：1/3 (上限30万円)	

※町補助対象工事については町外業者が施工した場合、上限額が半分となりますのでご注意ください。

一般世帯	補助割合：1/10 (上限6万円)	上乗せ世帯	補助割合：1/3 (上限12万円)
------	-------------------	-------	-------------------

- ★条件により提出書類が異なりますので詳細は建設課へお問い合わせ下さい。
- ★店舗又は事業所等を併用する住宅は居住部分のリフォーム工事のみ補助対象となります。

◇上乗せ世帯の内容

三世帯世帯	すべての三世帯世帯 (町上乗せ)
移住世帯	令和2年4月1日以降に県外から移住した世帯員を含む世帯 (県上乗せ) 〃 〃 に町外から移住した世帯員を含む世帯 (町上乗せ)
子育て世帯	18歳以下の子がいる世帯
新婚世帯	婚姻した日から5年以内

住宅リフォーム補助に関する留意点

◇申請時の注意事項

※様式を改定しました。工期や補助金額は申請時に窓口で確認させていただきます。

- ①総工事費 30 万円以上かつ県内業者が施工する工事が補助対象となります。
- ②工事着手前に申請してください。
- ③平面図を添付する際は、長さ・高さ・面積等が分かるように記載ください。
- ④工事基準点算出表に該当があるかどうかを必ずチェックして申請してください。
また、該当箇所を図面に記載し、証明する写真を添付してください。
証明する写真とは？例えば「浴槽のまたぎ高さを低くする工事」に点数がある場合。
撤去前の浴槽のまたぎ高さをスケールで計り、メモリがわかる着工前写真と、設置後の浴槽の高さをスケールで計り、メモリがわかる完了後写真のこと。
- ⑤断熱工事（複層ガラス、断熱材の使用）を行う際は、製品カタログ又は参考資料を添付ください。
- ⑥写真について、主となる工事の着工前写真を2・3枚添付してください。
工事基準点算出表に該当する場合は、その箇所をそれぞれ2枚程度添付してください。
※予算には限りがありますので、必ず着工前にご相談ください。

◇工事完了時（実績報告書提出時）の注意事項

- ①請負業者への支払い証明書（金融機関振込証明書）を添付してください。
 - ・請負業者への工事代金の支払いは、金融機関への振込としてください。実績報告書に添付する書類で手書きの領収書は不可となります。金融機関からの振込証明書を添付願います。
- ②工事完了写真を添付してください。
 - ・申請時に着工前写真を撮った同じ箇所を同じ角度で完了後の写真を添付してください。
 - ・特に申請時に工事基準点算出表に点数がある箇所については、証明する写真を必ず添付してください。
 - ・塗装、貼り替え工事は着手前と作業中、完了後の写真を添付してください。
 - ・断熱材を使用している工事は、作業中の写真を添付してください。
 - ・その他、主となる工事の完了後写真を2・3枚添付してください。
- ③その他の添付書類
 - ・県産木材使用で補助金申請の方は、県産木材証明書を添付してください。
 - ・克雪屋根材使用で補助金申請の方は、屋根材出荷証明書を添付してください。
 - ・複層ガラス、断熱材使用で補助金申請の方は、出荷証明書を添付してください。
- ④実績報告書は令和8年3月1日までに提出ください。また、県補助対象工事を施工する場合は、令和8年2月13日までにご提出ください。

お問い合わせ先

真室川町建設課 住宅水道係 TEL62-2053 内線 277